

市民課サービス用窓口封筒広告掲載取扱要綱

平成18年11月9日制定

平成20年7月31日改正

平成26年4月1日改正

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市が使用する「市民課サービス用窓口封筒」(以下「封筒」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 封筒に広告を掲載できるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条に規定する営業を行うもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納しているもの
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 封筒に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) その他封筒に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格、掲載位置及び掲載料)

第4条 封筒に掲載する広告の規格、掲載位置及び掲載料は、別表のとおりとする。

(封筒作成枚数)

第5条 封筒の数は、約1年間で市民課等の窓口で配布する枚数とする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、八戸市広告パートナー制度実施要綱(平成18年5月1日実施)第2条に規定する広告パートナーに対して行うことができる。ただし、八戸市広告パートナーからの応募数が当該広告掲載枠数に不足するときは、その不足した広告掲載枠数をもって公募を行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 公募による広告掲載を希望する者は、市民課サービス用窓口封筒広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、市民課サービス用窓口封筒広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 前条の規定による広告掲載の申込みが募集枠数を上回ったときは、抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、市民課サービス用窓口封筒広告掲載決定通知書に記載された納付期限までに第4条に定める掲載料を一括納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しないものとする。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかつたときは、この限りではない。

(広告掲載の決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告が掲載された封筒の無償提供の受入れ)

第13条 第4条及び第6条から第9条までの規定にかかわらず、市長は、あらかじめ広告が掲載された封筒の提供を無償で受けることができる。

2 前項の規定により封筒の提供を受ける場合は、市長は、封筒を提供しようとする広告取扱業者を募集するものとする。この場合において、市長は、募集に応じようとする広告取扱業者に対して、当該封筒に広告を掲載する者が第2条に定める基準を満たすこと及び当該封筒に掲載される広告が第3条に定める基準を満たすことを条件として付すものとする。

3 前項の規定による募集に対し複数の広告取扱業者が募集に応じた場合は、市長が別に定めるところにより1の広告取扱業者を選定し、封筒を無償で提供する広告取扱業者として決定するものとする。

4 前項の決定をした場合において、市長は、当該決定を受けた広告取扱業者と封筒の提供に関する協定書を締結するものとする。

5 第1項の規定に基づき封筒の提供を受けた場合において、当該封筒及び掲載された広告の内容に関する苦情等の処理は、当該封筒を提供した広告取扱業者（次項において「提供業者」という。）が行わなければならない。

6 第1項の規定に基づく提供の受入後において、封筒に広告を掲載する者が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は封筒の使用を継続することができないと市長が認めるときは、当該封筒の使用を中止し、提供業者に当該封筒を回収させるなどの必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成18年11月9日から実施する。

附 則 この要綱は、平成20年7月31日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 26 年 8 月 27 日から実施する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。